

[1] 工事進行基準適用工事一覧表(経審用)【記入例】

(工事進行基準を採用している工事がある場合に作成)

(用紙 A4)

(中国地方整備局 指定様式)

工事進行基準適用工事一覧表(経審用)

商号又は名称

中国建政工業(株)

審査基準日

令和3年3月31日

建設工事の種類	工事名	請負代金の額	前期以前 計上済み額	当期(審査対象事 業年度)計上額	翌期以降 計上予定額	工期	
						着工	完成(予定)
土木一式 工事	〇〇道路改良工事	1,000,000 千円	200,000 千円	400,000 千円	400,000 千円	31年 1月	R2年 10月
土木一式 工事	〇〇道路新設工事	1,500,000 千円	0 千円	500,000 千円	1,000,000 千円	30年 4月	R2年 9月
建築一式 工事	〇〇マンション新築工事	2,000,000 千円	1,500,000 千円	500,000 千円	0 千円	31年 4月	R2年 12月
建築一式 工事	〇〇小学校新築工事	2,550,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	1,550,000 千円	31年 4月	R3年 3月
		千円	千円	千円	千円	年 月	年 月

【記載要領】

- ・本様式は、「工事経歴書(様式第二号)」において、工事進行基準が適用される工事として、その完成工事高を括弧書きで付記した工事(P17ポイント参照)がある場合、それらの工事について作成して下さい
- ・「建設工事の種類」、「工事名」、「工期」は、「工事経歴書(様式第二号)」と同じ内容を記入して下さい
- ・「建設工事の種類」毎に作成する必要はありません
- ・「請負代金の額」は契約額を記入し、その額を、「前期以前計上済み額」、「当期(審査対象事業年度)計上額」、「翌期以降計上予定額」に分けて記入して下さい

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政(審査)庁側の誤り等により、結果通知書(経営事項審査)の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、「**申請者の責任に帰する案件**」については、**再審査の対象になりません**。

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る)が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政(審査)庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。
結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、[財団法人建設業情報管理センター](http://www.ciic.or.jp/)に委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能(結果通知書発行日から約30日後)です。



<http://www.ciic.or.jp/>
検索エンジンで

経営事項審査結果

検索

3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

完成工事高水増し等の
虚偽申請
→30日間の営業停止処分

4. 特殊な経営事項審査について

特殊な事例(合併、譲渡、分割、経営再建等)で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前に裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。**申請方法、提出書類等を含め、“通常”の手続とは異なります。**

また、企業集団(グループ経審、連結経審)及び持株会社の子会社に係る経営事項審査(持株会社化経審)については、事前に管轄地方整備局長の認定が必要です。

中国地方管内は、[建政部 計画・建設産業課 建設業係\[082-221-9231\(代\)\]](mailto:082-221-9231)までお問い合わせ下さい。

5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供する者を含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧
(公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。)

経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供

- 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 3) 他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
- 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6. 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という)が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

7. 経営事項審査についてよくいただく質問

Q1 建設工事の業種区分(29業種)の考え方を教えてください。

- A1 建設業法では建設業を29業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しています。詳しくは、P24、25の建設業法による建設工事の業種区分一覧表を参照して下さい。

■間違えやすいのでご注意ください。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。

したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附帯的に発生する他の専門工事(「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装工事等)が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

Q2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」(土木一式又は建築一式)として申請してよろしいでしょうか？

- A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(又は建築物)を建設する工事」に当たる場合においては、告示等(法第2条(定義)関係)上、一式工事と判定することになりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

但し、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定し得るものが存在する可能性自体は否定できません。下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局(裏表紙参照)までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

Q3 「定期点検業務委託」「保守」等の件名の工事がありますが、これらは、経営事項審査の完成工事高に計上できますか？

- A3 工事の定義は建設業法により行います。(建設業法第2条)
この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則、完成工事高に計上できません。
但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。
「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

- A4 許可を有していない業種における軽微な建設工事の完成工事高の合計及び許可は有しているが経営規模等評価等対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高の合計を計上することになります。
ただし、あくまで計上できるのは「建設工事の完成工事高」であり、建設工事ではない役務の売上や物品販売等の兼業売上を計上してはいけません。
また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

Q5 3月31日が審査基準日の会社は、10月1日に入社した技術者は技術職員に計上できないのでしょうか？

- A5 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が必要です。
3月31日の6ヶ月前は10月1日となり、その日から1日遡った9月30日からの雇用が必要となるため、計上できません。

技術者に必要な雇用期間の考え方(例)

